

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月31日現在

機関番号：27104

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530600

研究課題名（和文） 自助・相互支援・公助の観点からみた障害者雇用創出の方策に関する基礎的研究

研究課題名（英文） Research on job creation measures for people with disabilities from the perspective of self-help, mutual support, and public assistance

研究代表者

小田 美季（ODA MIKI）

福岡県立大学・人間社会学部・教授

研究者番号：90308693

研究成果の概要（和文）：

障害者のソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を促進する一環として、障害者雇用に着目した。本研究の目的は、自助・相互支援・公助の観点から障害者雇用創出の方策に関する現状と課題を明らかにすることである。研究期間内に、日本とドイツ・オーストリアでの障害者雇用と就労支援の調査を実施し、国際比較を行った。その結果、雇用だけではなく雇用継続の視点の必要性、年齢段階やネットワークの視点の重要性を提示した。

研究成果の概要（英文）：

The objective of this research is to draw attention to the employment of people with disabilities as a way of promoting their social inclusion. To this end, the research clarifies job creation measures for people with disabilities from the perspective of self-help, mutual support, and public assistance. The relevant fieldwork was conducted in Japan, Germany and Austria. The study concludes that it is important to provide continuing employment opportunities to people with disabilities, taking into account the age of the employee and the surrounding support network.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会福祉関係・障害者福祉・障害者雇用

## 1. 研究開始当初の背景

（1）国内・国外の動向：国内においては、障害者職業総合センターが2007～2008年に、障害者差別禁止法制や国連「障害者権利条約」の観点からのEU諸国の障害者雇用の調査と社会的企業による障害者雇用拡大の資料を発行していた。また、日本障害者リハビリテーション協会等が2005年からソーシャ

ル・ファーム（社会的企業）の国際セミナーを年1回開催していた。さらに、ヨーロッパでは、障害者雇用の創出と支援付き雇用の機会の提供に焦点を置いたソーシャル・ファーム（社会的企業）が注目されていた。ドイツの場合は、ソーシャル・ファームの全国組織やその出資のビジネスコンサルタント会社を中心となり、EUプロジェクトを実施して

いた。オーストリアでは、制度化されていないが就労支援の一環としてソーシャル・ファームを活用している福祉事業団があった。

## (2) 着想に至った経緯

① 研究成果：1990年代のドイツにおける障害者の自助・相互支援・公助に関する見聞を踏まえて、2002年から現在に至るドイツ・オーストリアにおける障害者の自助・相互支援によるエンパワメントの研究、2005年から現在に至るオーストリアの精神保健福祉施策と福祉事業団の実践に関する研究を実施してきた。これらはすべて、現地調査と日本との比較を含んだものであった。

② ソーシャル・インクルージョンのための雇用創出の必要性：働く場を得たいと当事者が思っても、一般企業での就職先開拓や雇用継続の難しい状況がある。上記①の過程で、既存制度の活用と新たな社会資源による雇用創出の検討がソーシャル・インクルージョンの促進には必要ではないかという考えに至った。

## 2. 研究の目的

(1) 障害者のソーシャル・インクルージョンを促進する一環として、日本における障害者雇用の創出や就労支援システムの工夫・改善への提言を行うために、以下(2)を自助・相互支援・公助の観点から明らかにすることを本研究の目的とした。

(2) 具体的内容は次の通りである。

① 日本における特例子会社と就労継続支援の現状と課題

② 日本と同じく割当雇用制度があるドイツとオーストリアのソーシャル・ファーム(社会的企業)や支援付き雇用の現状と日本への応用の可能性・方策

## 3. 研究の方法

(1) 日本の地域を限定したインタビュー調査：福岡県内の特例子会社全7社(2009年4月末現在)、障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援)、社会的企業、公的機関(福岡県福祉労働部)を対象として、現在に至る経緯や現状と課題に関する訪問調査を2009・2010年度に実施した。

(2) 日本の特例子会社全社を対象とした調査票を用いた郵送調査：2011年4月末現在の「特例子会社一覧」(厚生労働省HPに掲載)に基づき特例子会社の所在地を調べた。また、上記(1)の2009・2010年度調査結果の整理によって抽出した観点に基づき、「特例子

会社を中心とした他組織との相互関係に関する調査」という調査票を作成した。2012年2月から3月にかけて郵送調査を実施し、回収分の整理・分析を行った。

(3) ドイツのソーシャル・ファーム(社会的企業)や公的機関等のインタビュー調査：ソーシャル・ファーム(社会的企業)や公的機関を対象として、現在に至る経緯や現状と課題に関する訪問調査を2009年度に実施した。また、ソーシャル・ファーム以外の障害者の働く場(企業、障害者授産施設)の現状に関する補足訪問調査を2011年度に実施した。

(4) オーストリアの公的機関等のインタビュー調査：日本の社会福祉分野に対応するオーストリアの分野「社会」に着目し、2010年度に連邦及び州の社会局を対象として、障害者関連の社会サービス及び職業訓練・就労支援の現状と課題に関する訪問調査を実施した。加えて、日本の公共職業安定所に対応するオーストリアの機関での障害者雇用の現状に関する訪問調査を実施した。

## 4. 研究成果

(1) 日本での地域限定の調査

下記①～④の詳細は後述の発表論文②に述べられている。

① 特例子会社の性質からみた現状：特例子会社は、障害者の雇用・育成・定着の使命と独立した企業法人という2つの性質を持つ。この2つの性質のバランスを取る際、特に企業としての経営面の維持に苦勞していた。つまり、一番の大変さは障害者雇用の維持・拡大のための特例子会社の業務確保であった。

② 特例子会社の関係性：インタビューした内容から関係性に関する観点を抽出し、企業内部と企業外部との関係に分類した。企業内部については、障害当事者を含む従業員間の関係、親会社・グループ会社との関係が含まれる。企業外部については、特例子会社設置予定企業・地域との関係、関係機関との関係が含まれる。

③ 特例子会社の性質を踏まえた戦略の必要性：上記②で述べた企業内部の関係のうち、親会社・グループ会社との関係は企業経営と社会的使命という特例子会社の2性質を含んだものであり、重点戦略となる。また、企業外部との関係に関しては、関係の充実、ネットワークの拡大が2つの性質のバランスにも影響を与える。

④ 公的機関：福岡県福祉労働部の中で、「障害者が働く」ということに関しては障害者福祉課と労働局新雇用開発課が担当して

いる。後者の障害者雇用係が障害者雇用促進の中心的役割を担っており、障害者雇用の場の拡大の施策を打ち出している。特例子会社に関することと言えば、設置促進の事業や IT 訓練による雇用促進の事業がある。前者に関しては民間を活用した支援窓口の設置という特徴がある。また両者とも、公的資金投入については、業務受託者選定に際しての企画提案の公募を行っている。

- ⑤ 障害福祉サービス事業所：訪問調査をした事業所では、就労継続支援だけではなく就労移行支援にも積極的に取り組んでいた。就労移行支援により特例子会社に就職した複数のケースの存在、就労移行支援利用者のうち特別支援学校卒業直後の若年者が多くを占めている状況の見聞を通じ、企業と就労移行支援の関係を整理していく必要性が出てきた。
- ⑥ 社会的企業：訪問調査をした社会的企業は立ち上げ準備をして、開業直前であった。障害者雇用創出と市民運動の両側面を理念とし、資金調達に苦心しながらの船出以降の状況については今後の継続調査が必要である。

## (2) 日本の特例子会社の全国調査

下記①～⑥の詳細は後述の発表論文①に述べられている。

- ① 回収率：厚生労働省ホームページに公開されている「特例子会社一覧」(2011年5月末日現在)に掲載されている318社のうち調査協力辞退のあった2社を除いた316社が郵送数である。それに対して、169社から返送があった。したがって、回収率は53.5%である。
- ② 特例子会社の属性：特例子会社の従業員数は20～49人が最も多く、40.8%を占める。100人以上の会社が12%以上ある一方で、50人未満の会社が64%を超えている。設立後の経過年数は、5年未満が31.4%と最も多く、続いて5年以上10年未満が26.6%、20年以上が17.8%となっている。民間企業100%出資の事業所は全体の90.5%を占めており、特に設立後10年未満は全て民間企業100%出資の事業所である。第3セクター(民間企業と地方公共団体が共同出資)方式の事業所は設立後15年以上経過、社福ジョイント(民間企業と社会福祉法人等が出資)方式の事業所は設立後10年以上経過していた。
- ③ 親会社の属性：親会社等(親会社、グループ会社適用の場合はグループ全体)の従業員数は1,000人以上が88.1%と最も多く、親会社等は大企業と言える。
- ④ 親会社等との関係：親会社等との関係で一番大事なことは、「親会社等からの受注」が49.4%と最も多く、「支援継続の確約」

が26.2%、「特例子会社の自立」が16.1%と続く。親会社等への自社のアピール方法(複数選択)は、「経営陣への説明」の単独回答が32.7%と最も多く、「経営陣への説明」・「社内報の活用」の2選択回答が15.5%、「経営陣への説明」・「社内報の活用」・「ホームページの活用」の3選択回答が10.1%と続く。

- ⑤ 若年障害者(15～24歳)に関する他組織との関係：特別支援学校との関係があると回答した事業所は80.5%である。その関係の持ち方は「職場実習受入」(94.1%)、「見学受入」(86.8%)、「採用」(79.4%)、「採用後の教員のサポート」(48.5%)、「面談会(生徒、保護者、教員、企業)参加」(23.5%)の順で多い。また、障害福祉サービス事業所の就労移行支援事業所との関係があると回答した事業所は60.4%である。その関係の持ち方は「職場実習受入」(83.3%)、「見学受入」(79.4%)、「採用」と「採用後のサポート」(各々75.5%)の順で多い。特別支援学校との関係の持ち方に比べると、見学・実習・採用・採用後のサポートまでの一連の流れのある関係の持ち方をしている事業所が多い。
- ⑥ 中高年齢障害者(45歳以上)に関する他組織との関係：障害のある中高年齢従業員の加齢に伴う取組みを「行っている」事業所は32.0%である。そのうち、「支援機関との連携の必要性を感じる」と回答したのは77.8%である。また、中高年齢障害者の雇用継続に関する情報交換の場が都道府県内にあると回答した事業所は全体の48.0%である。本調査結果では、障害のある中高年齢従業員の加齢に伴う取組みの有無には特例子会社の規模や身近な情報交換の場の存在が影響を与えている、と言える。

## (3) ドイツの状況

- ① ソーシャル・ファーム(社会的企業)や公的機関の現状：法的根拠は社会法典IXである。ソーシャル・ファーム(社会的企業)という名称ではなく、法律上は「インテグレーションプロジェクト(統合事業)」という名称である。企業としての側面と障害のある従業員とない従業員が共に働く場で障害者の継続雇用を維持する側面を併せ持つことが特徴である。これらの両側面のバランスを保っていくための財政的支援と公的機関(統合局)の支援がある。統合局は各州に設けられており、その州の実態に応じた活動を展開している。
- ② ソーシャル・ファーム以外の障害者の働く場(企業、障害者授産施設)の現状：一般企業には障害者雇用率5%が課せられている。雇用率が未達成の場合は、企業の規模と重度障害者の雇用割合に応じて負担

調整税が徴収される。企業や上記①の統合事業での雇用が難しい場合は、障害者授産施設で働く機会がある。

- ③ 若年障害者への支援：連邦労働社会省は、障害者雇用促進の一環としてのプロジェクト推進を行っている。特にバリアフリーで職業生活に入っていけるための若年層の職業訓練に力点を置いた様々なプロジェクトが教育研究機関や企業（一般企業だけではなく、統合事業も含む）によって実施されてきた。これには採用以前の段階での職業訓練が重視されていることも背景にある。若年障害者への就労支援としての職業訓練の重視は、以下のオーストリアにおいても同様である。

#### (4) オーストリアの状況

- ① 連邦と州の関係：「障害者が働くこと」については、労働政策と社会政策（日本の社会福祉政策に相当）の両者が関連する。各州内の障害者施策の実施には、連邦と州の役割分担がある。具体的には、連邦社会局の州事務所が連邦の出先機関として、州社会部が州本庁内の部局として設置されている。連邦社会局の州事務所は、障害者を労働市場に結び付けていくための職業的インテグレーションの一環として雇用促進事業を提供している。州社会部は障害者支援施策として日中活動の場や職業準備の機会を提供している。連邦や州の担当機関は、社会的活動を行っている法人等に事業委託を行い、自らはチェック機能を果たしている。
- ② ソーシャル・ファーム（社会的企業）の状況：ヨーロッパ 16 ヶ国のソーシャル・ファームの同盟 CEFEC に加盟している組織がある。この組織は心理社会的課題を抱えた人々、特に精神疾患を抱えた人々への医学的・社会的・職業的リハビリテーションを提供している大規模事業体の全国組織である。数州の事業体が働くことに関するプロジェクトやソーシャル・ファームを実施している。ソーシャル・ファームに関する法律がないため、資金調達や事業拡大の見通しが厳しい状態である。
- ③ 職業仲介：日本の公共職業安定所に対応した機関としては、「労働市場サービス」がある。ここの支援対象は失業中で求職中の人である。この支援対象の前提のうえで、障害者への支援もなされる。職業仲介に至らない場合は、当事者を職業リハビリテーションの場へと結びつけ、職業準備・訓練を上乘せし、再度職業仲介を実施していく。

#### (5) 今後の展望

- ① 年代別やネットワークの観点から障害者雇用や就労・就労継続支援システムの現

状を分析し、障害者福祉や障害者雇用の既存システムと新しい社会資源（社会的企業等）との関係を整理していく。

- ② 日本と同様に少子高齢化への対応を考慮した労働政策・社会政策を行っているドイツやオーストリアの現状分析をさらに進めることにより、日本での活用の可能な内容を明確にする。また、当該国の研究者等との情報交換や共同研究を通して、各国の相違点・共通点、応用可能な内容を具体的に検討していく。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ① 小田美季、特例子会社と他組織との相互関係、福岡県立大学人間社会学部紀要、査読無、第 21 巻第 1 号、2012、（印刷中）
- ② 小田美季、特例子会社の現状と課題に関する一考察、福岡県立大学人間社会学部紀要、査読無、第 20 巻第 2 号、2012、pp. 29-43、<http://www.fukuoka-pu.ac.jp/kiyou/mokuji.htm>

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 小田美季・呉湏鎮、福岡県の障害者雇用・就労の現状、日韓障害者就労支援研究会兼日本職業リハビリテーション学会学術交流会、2011 年 7 月 3 日、広島大学

〔その他〕

- ① 小田美季、生きるということと働くということ、ハートフルネット（北九州市手をつなぐ育成会）、第 98 号、2011、p. 7、<http://www.kitaiku.com/heartful/>

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

小田 美季 (ODA MIKI)

福岡県立大学・人間社会学部・教授

研究者番号：90308693